

公益社団法人日本図書館協会における読書バリアフリーに向けた活動報告

2026年2月25日
日本図書館協会
障害者サービス委員会
佐藤 聖 一

1 日本図書館協会の活動内容

*協会内に障害者サービス委員会があり、関東・関西の小委員会に分かれて活動している。
(委員30人ほど)

(1)障害者サービスに関する職員向け研修会、セミナー、全国図書館大会分科会の開催

- ①障害者サービス担当職員養成講座、担当職員向け講座(国立国会図書館と共催)毎年開催
- ②音訳ボランティアのための著作権セミナー、職員向け著作権セミナー(全視情協と共催)
- ③全国図書館大会障害者サービス分科会の開催

(2)障害者サービスのための書籍の発行

- ・『JLA 図書館実践シリーズ 図書館利用に障害のある人々へのサービス(補訂版)』上下
(印刷版と EPUB 版)
- ・『JLA 図書館実践シリーズ 障害者サービスと著作権法 第2版』(印刷版と EPUB 版)

(3)障害者サービスの進展に向けたガイドライン等の発表

- ①「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」
- ②「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」
- ③「地方公共団体において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定するための指針」
- ④「図書館利用に障害のある人々へのサービス(障害者サービス)評価シート 公共図書館編」

(4)全国から寄せられる、職員研修会等への講師紹介・派遣、障害者サービスに関する様々な質問への対応

- ①全国の図書館職員等研修会の講師依頼
- ②職員等研修会への講師紹介
- ③図書館で障害者サービスを行う上で困ったことや分からないことの質問への対応

(5)国や関係団体による協議会や会議等への委員派遣

2 公立図書館の障害者サービスの現状

(1)2025 年度公立図書館、大学図書館の障害者サービス実態調査(文科省予算)

→次年度関係者協議会で報告予定

(2)障害者サービスの状況

- ①点字・デージー資料の紙や CD による貸出は減少している。図書館利用者の減少。
- ②その代わりに、サピエやみなサーチからのデータのダウンロード等直接利用に置き換われればよいが、思うように伸びていない。
- ③特に、視覚障害以外の読書に困難のある人は、データの直接利用が中心になるが、利用はそんなに多くない。利用登録は増えているものの、そんなに多くない。

(3)公共図書館、学校図書館等のサピエ、みなサーチ利用(資料の検索、相互貸借、データのダウンロード等=図書館が障害者サービスを行うための利用)以下の数字は 2025 年 12 月 31 日現在

- ①国立国会図書館「視覚障害者等用データ送信サービス」(みなサーチ)送信承認館 424 館
公共図書館 231、大学図書館 88、視覚障害者情報提供施設 33、学校図書館(特別支援学校図書館含む)66、その他 6
- ②サピエ図書館 施設団体会員総数 496 館
公共図書館 285、大学図書館 9、視覚障害者情報提供施設 86、学校図書館(=盲学校のみ) 35、ボランティア団体 52、その他 29

(4)公共図書館・学校図書館等の資料製作館数(基本的に点字図書館以外の資料製作館は、みなサーチに登録する)

- ①「視覚障害者等用データ送信サービス」(みなサーチ)データ提供館 170 館
公共図書館 112、大学図書館 15、視覚障害者情報提供施設 3、学校図書館(特別支援学校図書館含む)3、その他 37
- ②その他、サピエ図書館から製作した点字を送信している公立図書館等がある

3 サービスの課題

(1)読書に困難のある人に、様々なバリアフリー図書や、図書館にいろいろなサービス方法があることが知られていない

①バリアフリー図書

点字、音声デージー、マルチメディアデージー、点字付き絵本、大活字本、LL ブック、テキストデータ、アクセシブルな EPUB 等

→自分に合った読書の形式

②いろいろなサービス方法

郵送貸出、職員による宅配サービス、施設入所者・入院患者へのサービス、学校へのサービス、対面朗読等

→来館が困難でも利用できる

③サピエやみなサーチからのデータの直接利用

個人で 24 時間いつでも読書ができる。図書館は全国のものを検索して相互貸借やダウンロードで利用できる。

→これらのことを当事者だけではなく、図書館職員も知っているのか？

(2)職員の問題

①公立図書館に障害者サービス担当者がいない

②学校図書館に専任の職員がいない(特に、都道府県立の特別支援学校、小中学校)

③都道府県等単位の障害者サービス研修会が定期的に行われていない(サービスの実施未実施、サービスの質に地域差が大きい)

④大学の司書科目に障害者サービスが位置付けられていない

(3)従来の福祉制度の課題

①従来の福祉制度 障害者を特定してその人のみに支援を行う→障害者手帳が必要

②多くの福祉制度は民間企業の社会貢献(手弁当)で行われている

→乗り物の割引料金、タクシーの割引、入館料の割引、点字、録音資料の無料郵送等

→経済的裏付けがない、企業の経営状況によっては心配、さらなる拡大は困難？

(4)福祉の「視覚障害者」が対象のものを「読書が困難な人」に拡大できない問題

*多くの、発達障害や高齢で読書に困難のある人は、障害者手帳は持っていない

①第4種郵便制度の問題

・図書館が新たに日本郵便の認可を受けるのが困難

自治体の首長の文書が必要、視覚障害者手帳1級・2級のみが対象と書かされる、これから始めるのに想定される郵送数を聞かれる、図書館の規則では読書に困難のある人が対象なのに、そのルールでは認められない

・新たに、寝たきり等、来館が困難な視覚障害者等を対象に加えたい

→日本郵便は制度の運用に前向きではない？

②日常生活用具給付事業の問題(市区町村事業)

・特定の障害者に、定まった給付年限・金額でしか給付できない

→本当に必要な人に必要な機器を給付したい。(例:デージー再生機を視覚障害 3 級以下の人や肢体不自由で本が持てなくて読めない人にも給付したい)

・各自治体に障害者等が個別に相談しなくてはならないのか(せっかく音声デージーに出会っても、再生機が高くて買えない 8.5 万円、スマホやパソコンは使えない等の理由であきらめてしまう)

→現状、弾力的な判断ができる自治体とできない自治体がある。関係者によるガイドライン作成等の方法は？